(四)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五)　農林水産大臣は、(四)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第七百五十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずるので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十二年五月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　区域及び期間

(一)　区域

岩手県

大船渡市及び陸前高田市

宮城県

気仙沼市

秋田県

能代市、男鹿市、にかほ市並びに山本郡三種町及び八峰町

山形県

飽海郡遊佐町

の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十二年六月二日から平成二十三年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）しなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域の松林及びその周辺の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行うべき樹木及びその内容については、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二)　三に定める措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チッパーにより破砕する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行わなければならない。

(三)　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(四)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(四)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(五)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(六)　農林水産大臣は、(五)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第七百五十五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずるので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成二十二年五月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　区域及び期間

(一)　区域

秋田県

能代市並びに山本郡三種町及び八峰町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二)　期間

平成二十二年六月二日から平成二十三年三月二十五日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある松の樹木（枯死しているものに限る。以下同じ。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して薬剤を散布するか、当該松の樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸しなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の(一)に定める区域の松林及びその周辺の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、特別伐倒駆除等の措置のみによっては早期に、かつ、徹底的に、当該区域及びその周辺の松林において、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるため。

五　その他必要な事項

(一)　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(二)　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、秋田県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三)　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないと認めるときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(四)　農林水産大臣は、(四)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○経済産業省告示第百十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
岩手県釜石市大平町三丁目二番一号	岩手県立釜石商工高等学校	電気電子科（全日制）	第三種電気主任技術者免状	平成二十一年度入学生から適用
宮城県名取市愛島塩手字野田山四十八	仙台高等専門学校	電気システム工学科（全日制）	第二種及び第三種電気主任技術者免状	平成二十二年度入学生から適用
宮城県名取市愛島塩手字野田山四十八	仙台高等専門学校	電気工学科（全日制）	第二種及び第三種電気主任技術者免状	平成十五年度入学生から平成二十一年度入学生まで適用